

(対官房長官)

5月13日(月) 衆・決算行政監視委 宮本 徹君(共)

問1 平成31年「桜を見る会」における会場等設営業務及び飲食物提供業務の契約額如何。

(同旨 内閣府大臣官房長)

(答)

1. 桜を見る会は、内閣総理大臣が各界において功績・功労のあった方々をお招きし、日頃のご苦労を慰労するとともに、親しく懇談される内閣の公的行事として開催しているもの。
2. 平成31年「桜を見る会」における
  - ・会場等設営業務の契約額は、1,814万4千円、
  - ・飲食物提供業務の契約額は、2,191万3,232円である。

(参考) 「桜を見る会」開催要領

「桜を見る会」開催要領

平成31年1月25日(金)  
内閣官房  
内閣

1 期日 平成31年4月13日(土)

2 場所 新宿御苑

3 主催 内閣総理大臣

4 方法 招待者は、当日午前8時30分から午前10時30分までの間、随時入園参観する。

この間、来会者のために、茶菓の接待をする。

(なお、当日の新宿御苑は、招待者以外の方については午前10時30分から開園する。)

5 招待範囲 皇族、元皇族  
各国大公使等  
衆・参議院議長及び副議長  
最高裁判所長官  
国務大臣  
副大臣及び大臣政務官  
国会議員  
認証官  
事務次官等及び局長等の一部  
都道府県の知事及び議会の議長等の一部  
その他各界の代表者等

計 約 1万人

6 服装 平服

7 その他 豪雨、その他諸般の事情により中止する必要があると認める場合、内閣官房長官が決定する。

- (1) 中止の場合も、当日午前10時30分までは、新宿御苑を招待者のために開放し、茶菓を供する。
- (2) 小雨のときは、決行する。

(参考)「平成31年「桜を見る会」における会場等設営等業務」契約書（抜粋）

契 約 書

支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 佐藤 司（以下「甲」という。）と株式会社ムラヤマ 代表取締役 矢倉 俊彦（以下「乙」という。）との間に平成31年「桜を見る会」における会場等設営等業務の請負契約について、下記条項により契約を締結する。

記

（契約の目的）

第1条 本契約の目的は次のとおりとする。

1. 名 称 平成31年「桜を見る会」における会場等設営等業務  
(以下「設営等」という。)
2. 仕 様 別紙仕様書のとおり
3. 契約金額 金 18,144,000 円  
(うち消費税及び地方消費税額 1,344,000 円)
4. 契約期間 平成31年4月2日から平成31年5月31日
5. 履行場所 東京都新宿区内藤町1-1 新宿御苑外

（契約保証金）

第2条 契約保証金の納付は免除する。

（権利義務の譲渡）

第3条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の承諾を得ず  
に第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会  
及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の  
3に規定する金融機関、資産の流动化に関する法律（平成10年法律第  
105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16  
年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲  
渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙が、本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙  
が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社、信託会社（以下「丙」と  
いう。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法第467条及び動産及  
び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10  
年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行つ  
た場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(参考)「平成31年「桜を見る会」における飲食物の提供業務」契約書(抜粋)

契 約 書

支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 佐藤 司(以下「甲」という。)と株式会社ジユーシー・コムサ 代表取締役 大河原 育(以下「乙」という。)との間に平成31年「桜を見る会」における飲食物の提供業務の請負契約について、下記条項により契約を締結する。

記

(契約の目的)

第1条 本契約の目的は次のとおりとする。

1. 名 称 平成31年「桜を見る会」における飲食物の提供業務  
(以下「本業務」という。)
2. 仕 様 別紙仕様書のとおり
3. 契約金額 金 21,913,232円  
(うち消費税及び地方消費税額 1,623,202円)
4. 契約期間 平成31年4月1日から平成31年5月17日
5. 履行場所 東京都新宿区内藤町1-1 新宿御苑外

(契約保証金)

第2条 契約保証金の納付は免除する。

(権利義務の譲渡)

- 第3条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の承諾を得ず  
に第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び  
中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)  
第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法(平成16年法律第154号)  
第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 乙が、本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社、信託会社(以下「丙」という。)  
に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法第467条及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)  
第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(対官房長官)

5月13日(月) 衆・決算行政監視委 宮本 徹君(共)

問2 「桜を見る会」総経費について、平成25年度から今年度の予算額、及び支出額如何。

(同旨 内閣府大臣官房長)

(答)

1. 桜を見る会の予算額は、平成25年度 1,718万円、平成26年度から今年度までは 1,766万6千円である。
2. 支出額は、平成26年は 3,005万3千円、平成27年は 3,841万7千円、平成28年は 4,639万1千円、平成29年は 4,725万円、平成30年は 5,229万円である。

なお、本年については、支払が完了していないため、現時点では未確定である。

また、桜を見る会に係る行政文書の保存期間は5年であることから、平成25年の支出は確認できない。

(単位：千円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
予算額	17,180	17,666	17,666	17,666	17,666	17,666	17,666
支出額	－(注1)	30,053	38,417	46,391	47,250	52,290	未確定

(注1) 桜を見る会に係る行政文書の保存期間は5年であることから、平成25年の支出は確認できない。

(注2) 予算書の保存期間は10年なので、予算額については平成25年度分も確認できる。

**更問1 支出額が予算額を超過しているが、問題ではないか。**

(答)

1. 桜を見る会については、準備・設営に最低限必要となる経費(※)を前提に、予算を計上している。

※経費の例：案内状等印刷、招待者用茶菓、会場設営

(単位：千円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
予算額	17,180	17,666	17,666	17,666	17,666	17,666	17,666
支出額	－(注1)	30,053	38,417	46,391	47,250	52,290	未確定

(注1)桜を見る会に係る行政文書の保存期間は5年であることから、平成25年の支出は確認できない。

(注2)予算書の保存期間は10年なので、予算額については平成25年度分も確認できる。

2. 他方、実際の開催にあたっては、その時々の情勢を踏まえ必要な支出を行っており、例えば、金属探知機の設置等のテロ対策強化や、参加者数に応じた飲食物提供業務経費等の増などにより、結果的に予算額を上回る経費がかかっている。

(注) 支出額が予算額を上回った分は、内閣府本府一般共通経費を活用することにより経費を確保している。

**更問2 経費の実態に合わせて予算額の見直しをすべきではないか。**

(答)

桜を見る会については、準備・設営に最低限必要と考えられる経費を前提に、予算を計上しているところであり、来年度以降についても、これまでの予算計上の考え方、実際の支出状況などを踏まえつつ、対応していくこととなる。

**更問3 公費の使い道として妥当と考えているのか。**

(答)

桜を見る会は、昭和27年以来、内閣総理大臣が各界において功績・功労のあった方々をお招きし、日頃のご苦労を慰労するとともに、親しく懇談される内閣の公的行事として開催しているものであり、必要な経費について予算から支出している。

【参考：桜を見る会について】

- ・第1回は、昭和27年、吉田総理が開催。
- ・今回(平成31年4月)で64回目の開催。
- ・昭和35年(安保騒動)、平成7年(阪神・淡路大震災)、平成23年(東日本大震災)及び平成24年(北朝鮮による「衛星」打上げ)を除き、毎年開催。
- ・民主党政権下の平成22年にも開催。

問2－3」

(対官房長官)

5月13日(月) 衆・決算行政監視委 宮本 徹君(共)

想定問3 「桜を見る会」にはどのような方が招待されているのか。(同旨 内閣府大臣官房長)

(答)

桜を見る会には、外交団、国会議員、都道府県知事・議長をはじめ、各界において功績・功労のあった方々を、各府省庁からの意見等を踏まえ幅広く招待しており、内閣官房及び内閣府において最終的に取りまとめているもの。

【更に、意見をどのように照会しているのか、と問われた場合。】

(答)

内閣官房及び内閣府から、事務的に照会している。

(注) 仮に「具体的に○○さんは招待されているか。」を問われた場合、従来から、個人に関する情報であることを理由に、答弁を差し控えている。

(参考) 「桜を見る会」開催要領

「桜を見る会」開催要領

平成31年1月25日(金)  
内閣官房  
内閣府

1 期 日 平成31年4月13日(土)

2 場 所 新宿御苑

3 主 催 内閣総理大臣

4 方 法 招待者は、当日午前8時30分から午前10時30分までの間、随時入園参観する。

この間、来会者のために、茶菓の接待をする。

(なお、当日の新宿御苑は、招待者以外の方については午前10時30分から開園する。)

5 招待範囲 皇族、元皇族  
各国大公使等  
衆・参議院議長及び副議長  
最高裁判所長官  
国務大臣  
副大臣及び大臣政務官  
国会議員  
認証官  
事務次官等及び局長等の一部  
都道府県の知事及び議会の議長等の一部  
その他各界の代表者等

計 約 1万人

6 服 装 平服

7 その他 豪雨、その他諸般の事情により中止する必要があると認める場合、内閣官房長官が決定する。

- (1) 中止の場合も、当日午前10時30分までは、新宿御苑を招待者のために開放し、茶菓を供する。
- (2) 小雨のときは、決行する。

更問1 招待者の中には、総理が推薦する者も含まれているのか、と問われた場合。

(答)

1. 招待者については、「桜を見る会」開催要領に基づき、各界において功績・功労のあった方々について、内閣官房及び内閣府において最終的に取りまとめているもの。
2. 総理に対しては、各年度において、秘書官から、日時や当日の次第など会の概要について説明していると承知している。

【更に、推薦についての意見は、誰に求めているのか、総理や与党も含まれているのか、と問われた場合。】

(答)

(繰り返しになるが、) 桜を見る会には、外交団、国會議員、都道府県知事・議長をはじめ、各界において功績・功労のあった方々を、各府省庁からの意見等を踏まえ幅広く招待しており、内閣官房及び内閣府において最終的に取りまとめているもの。

更問2 誰が招待者を最終的に決定しているのか、と  
問われた場合。

(答)

1. 招待者については、内閣官房及び内閣府において事務的に取りまとめ、招待状をお送りしている。

2. 事務的な業務であり、事務方の責任で取りまとめている。(責任者については、内閣官房は内閣総務官、内閣府は大臣官房長である。)

【参考】平成30年1月30日 衆・予算委における総理答弁

<ジャパンライフ山口会長（特定商取引法違反容疑で、本年4月に家宅捜索を受けた）を招待していたことについて>

（大西健介委員）<希望の党（当時）。現在は国民民主党>

（略）

それから次の資料は、総理主催の桜を見る会、この招待状と受付票、さらには安倍総理の写真も載っていますけれども、「安倍晋三内閣総理大臣から山口会長に「桜を見る会」のご招待状が届きました。」と。

安倍内閣の重要閣僚や自民党ナンバーツーの人と会食をしていて、そして総理から桜を見る会にも招待されている、そういう立派な人がやってくるから大丈夫だろうといって、おじいちゃん、おばあちゃんがころっとだまされるということは、私は不思議じゃないだろうというふうに思います。

ぜひ、今、弁護団の行っている電話相談には、首をくくるしかないと、もう死ぬしかない、こういう悲痛な声が寄せられています。これらをごらんになって、総理、どのようにお思いになりますでしょうか。

（安倍内閣総理大臣）

桜を見る会につきましては、毎年、一万三千人ぐらいの方々に、これは私の名前で招待状を出しているわけであります、当然、私自身は存じ上げる方ばかりではもちろんないわけでございます。（略）

想定問3－4

**更問3** 近年、招待者及び参加者が増えていると聞いているが、その理由如何。

(答)

実際の開催にあたっては、各界において功績・功労のあった方々を各府省庁からの意見等を踏まえ取りまとめているところであり、結果的に招待者及び参加者が増えたもの。

【参考】

○招待者数（非公表）

平成26年：約12,000人、平成27年：約13,600人、  
平成28年：約13,600人、平成29年：約13,900人、  
平成30年：約15,900人、平成31年：約15,400人

○参加者数（公表）

平成26年：約13,700人、平成27年：約14,700人、  
平成28年：約16,000人、平成29年：約16,500人、  
平成30年：約17,500人、平成31年：約18,200人

想定問3－5」